

第 3 回 定期 総 会 議 事 録

1、日 時	平成 29 年 9 月 29 日 (月)
2、場 所	中津市役所 4 階 研修室
3、出席委員	1 番橋本(省)委員、2 番高倉委員、3 番坪根、4 番義経、5 番植山委員、6 番田畑委員、7 番中原委員、8 番石川委員、9 田上委員、10 番小野委員、11 番田上委員、12 番百留委員、13 番玉麻委員、14 番長尾委員、15 番村上委員、最適化推進員 11 名
4、欠席委員	無
5、事務局	福永局長、片桐次長、梶原次長、高倉、成重、川上、高榎、梶原久
6、議 題	別紙議案書のとおり。
7、開 会	午前 9 時 30 分 開会を宣する。
8、署名委員	6 番田畑委員、11 番田上委員
福永局長	資格の確認をさせていただきます。本日の出席委員は 15 名中 15 名の出席であります。 議長よろしくお願ひ致します。
中原穰治会長	おはようございます。 (会長あいさつ)
議 長	では議事録署名委員ですが、議長一任でよろしいでしょうか。
全委員	(異議なし)
議 長	それでは、6 番田畑委員と 11 番田上委員にお願いします。
議案審議 議第 1 号	議第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知に関する件について
議 長	1 番の読み上げを事務局よりお願いします。
事務局(高倉)	それでは議題に入らせていただきます。 1 番、2 番 議案朗読
議 長	議第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定の 1 番、2 番について植山委員に調査報告をお願いします。

5 番 (植山)	報告します。1 番、2 番ともに貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約に間違いはございません。審議の程お願い致します。
議 長	1 番、2 番について植山委員の調査報告のとおりです。ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 1 号の 1 番、2 番は許可と致します。続きまして 3 番、4 番について事務局お願いします。
事務局(成重)	3 番、4 番議案朗読
議 長	3 番、4 番について石川委員に調査報告をお願いします。
8 番石川委員	双方に確認いたしました結果、合意解約に間違いはございません。解約後は他の方と利用権の設定を行うという事でした。特に問題はないかと思えます。審議の程お願い致します。
議 長	3 番、4 番について、石川委員の調査報告のとおりですが、ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 1 号の 3 番、4 番は許可と致します。
議案審議 議第 2 号	議第 2 号 空き家バンク付随農地の承認について
議 長	議第 2 号 空き家バンク付随農地の承認について 1 番から 8 番まで事務局説明をお願いします。

事務局(片桐)	<p>空き家バンク付随農地の承認は今回が初めてですので説明させていただきます。空き家バンク制度とは旧下毛地区にある制度で旧下毛を出ていく方で空き家となる家を賃貸や売買したいという方が登録するものです。空き家を提供する際に農地も一緒にお願いできないかという方この制度を利用して新しくこちらに引っ越してくる方で農業をしたいという希望が合致した際に農地取得ができればという事で話がありました。今年の3月に臨時総会を行いまして、農地取得時の下限面積を空き家バンクに付随する農地に限り1aとする。と承認されました。そして今回初めて議案にあがりました。そこで流れとしましてはまず申請者が出した農地がいくつかあります。その農地を地元の委員さんに農地性があるかを確認していただきます。地目が田や畑でも現況に農地性がない事もありますそのような土地は載せておりません。また付随する農地ということですがこちらも家の隣や道を挟んだ所の農地など、付随していると判断できるかを委員さんに確認していただいて、付随しており農地性がある農地をこちらに載せております。制度と主旨と前例の事も踏まえまして審議のほどよろしく申し上げます。では1番から8番まで説明させていただきます。</p> <p>1番から8番について説明</p>
議 長	<p>1番から8番について、事務局から説明がありましたがご異議等ございませんか。</p>
今井推進委員	<p>下限面積の1aは他の農地にも適用されるのですか。</p>
事務局(梶原隆)	<p>下限面積の1aは空き家バンクの空き家登録物件とセットで考えております。</p>
議 長	<p>他にご異議等ございませんか。</p>
全委員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議ありませんので、議第2号は空き家バンク付随農地の承認については承認と致します。続きまして議第3号農地利用集積計画(案)について</p>

議案審議 議第3号 議 長	議第3号 農地利用集積計画(案)について 審議に入る前に私が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退席を致します。百留副会長議長をお願いします。
議長(百留委員)	農用地利用集積計画(案)についての説明を農政振興課担当者、お願いします。
農政振興(藤中)	平成29年(9月分)農用地利用集積計画(案)について説明。
議長(百留委員)	只今説明のありました平成29年(9月分)農用地利用集積計画(案)所有権移転分について農政振興課の方から説明がありました。皆様、ご意見ございませんか。
全委員	(異議なし)
議長(百留委員)	ご異議ありませんので、議第3号平成29年(9月分)農用地利用集積計画(案)所有権移転分について承認と致します。中原会長は入室をお願いします。
議 長	議第3号農地利用集積計画(案)の利用権設定分をお願いします。
農政振興(藤中)	平成29年(9月分)農用地利用集積計画(案)利用権設定分について説明。
議 長	只今説明のありました平成29年(9月分)農用地利用集積計画(案)利用権設定分について農政振興課の方から説明がありました。皆様、ご意見ございませんか
全委員	(異議なし)
議長(百留委員)	ご異議ありませんので、議第3号平成29年(9月分)農用地利用集積計画(案)利用権設定分について承認と致します。

議案審議 議第 4 号 議 長	議第 4 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について事務局は報告をお願いします。
事務局（高倉） 議 長	1 番、2 番を朗読 議第 4 号 1 番、2 番についての調査報告を橋本(省)委員をお願いします。
1 番（橋本(省)） 議 長	（1 番、2 番の現地について説明） 譲受人の二人は農地取得要件を満たしており、問題はないかと思われ ます。審議お願い致します。
議 長	議第 4 号 1 番、2 番については、橋本(省)委員の調査報告のとおりですが、 質疑等はありませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	ご異議ありませんので議第 4 号 1 番、2 番は許可と致します。続きま して 3 番を事務局。
事務局（高倉） 議 長	3 番を朗読 議第 4 号 3 番についての調査報告を義経委員をお願いします。
4 番（義経） 議 長	（3 番の現地について説明） 譲受人は農地取得要件を満たしており、問題はないかと思われ ます。審議お願い致します。
議 長	議第 4 号 3 番については、義経委員の調査報告のとおりですが質疑等 はありませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	ご異議ありませんので議第 4 号 3 番は許可と致します。続きまして 4 番を事務局。

事務局（高倉）	3 番を朗読
議 長	議第 4 号 4 番についての調査報告を植山委員にお願いします。
5 番植山委員	（4 番の現地について説明） 譲受人は農地取得要件を満たしており問題ないと思われま す。 以上審議をお願いします。
議 長	議第 4 号 4 番については、植山委員の調査報告のとおり ですが質疑等はありませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	ご異議ありませんので議第 4 号 4 番は許可と致しま す。続きまして 5 番を事務局。
事務局（高倉）	5 番を朗読
議 長	議第 4 号 5 番についての調査報告を田畑経委員に お願いします。
6 番（田畑）	（5 番の現地について説明） 譲受人は農地取得要件を満たしており、問題はな いかと思われま す。 審議お願い致します。
議 長	議第 4 号 5 番については、田畑委員の調査報告 のとおりですが質疑等はありませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	ご異議ありませんので議第 4 号 5 番は許可と致 します。続きまして 6 番を事務局。

事務局（成重）	6 番を朗読
議 長	議第 4 号 6 番についての調査報告を島津推進委員にお願いします。
島津推進委員	（6 番の現地について説明） この申請地は議題 2 号で報告がありました空き家バンクに付随している農地でございます。現地に問題はなく、譲受人もしっかり管理していくとのこと。審議お願い致します。
議 長	議第 4 号 6 番については、島津推進委員の調査報告のとおりですが質疑等はありませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	ご異議ありませんので議第 4 号 6 番は許可と致します。続きまして 7 番を事務局。
事務局（川上）	7 番を朗読
議 長	議第 4 号 7 番についての調査報告を門脇委員にお願いします。
11 番（門脇）	（7 番の現地について説明） 譲受人は農地取得要件を満たしており、境界もしっかりしておりましたのでなんら問題はないかと思われ。審議お願い致します。
議 長	議第 4 号 7 番については、門脇委員の調査報告のとおりですが質疑等はありませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	ご異議ありませんので議第 4 号 7 番は許可と致します。続きまして 8 番を事務局。

事務局（高榎）	8 番を朗読
議 長	議第 4 号 8 番についての調査報告を百留委員にお願いします。
12 番（百留）	（8 番の現地について説明） この申請地は議題 2 号で報告がありました空き家バンクに付随している農地でございます。現地に問題はなく、譲受人もしっかり管理していくとのことです。審議お願い致します。
議 長	議第 4 号 8 番については、百留委員の調査報告のとおりですが質疑等はありませんか。
橋本(省)委員	空き家バンクには 4 筆登録されておりここには 3 筆しかありませんが残りの田んぼの土地はどうなるのですか。
事務局（高榎）	今回譲受人がこの 3 筆がほしいとの事で双方話し合いの結果、残りの 1 筆は譲貸人が所有しているままとっております。
議 長	他に異議等ございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	ご異議ありませんので議第 4 号 8 番は許可と致します。
議案審議 議第 5 号	議第 5 号
議 長	農地転用事業計画変更申請に関する件について。1 番、2 番を事務局。
事務局（片桐）	1 番、2 番を朗読
議 長	議第 5 号 1 番、2 番についての調査報告を橋本(省)委員にお願いします。

1 番 (橋本(省))	<p>(1 番、2 番現地について説明)</p> <p>当初は 1 番、2 番ともに一般住宅を建てる予定でしたが建てなくなりまして、1 番は賃貸戸建住宅に変更申請です。下水は公共下水、雨水に関しましては道路側溝に流すという事で問題はないかとおもわれます。2 番は事業継承者が一般住宅を建てる予定です。2 番に関しましては議題 6 号でありますのでそのときに合わせて説明させていただきたいと思ひます。審議のほどお願いします。</p>
議 長	<p>議第 5 号 1 番、2 番については、橋本(省)委員の報告通りですが、ご異議ございませんか。</p>
全委員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議ありませんので、議第 5 号 1 番、2 番は許可相当とし、県に進達致します。</p>
議案審議 議第 6 号 議 長	<p>議第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について。 1 番から 3 番事務局</p>
事務局(片桐)	<p>1 番から 3 番を朗読。</p>
議 長	<p>1 番から 3 番についての調査報告を国分推進委員にお願いします。</p>
国分推進委員	<p>(1 番現地について説明)</p> <p>転用目的は賃貸共同住宅用地であり、生活排水は公共下水に、雨水は隣接する水路に流します。問題ないものと思われまひます。</p> <p>(2 番現地について説明)</p> <p>転用目的は一般住宅用地であります。排水についてですが、家庭排水は公共下水道、雨水排水は隣接する水路へ放流となっております。</p> <p>(3 番現地説)</p> <p>転用目的は貸駐車場用地であります。排水についてですが、雨水排水は隣接の水路へ放流となっております。</p> <p>以上審議お願いします。</p>

議 長	議第 6 号 1 番、2 番、3 番については、国分推進委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 6 号 1 番、2 番、3 番は許可相当とし、県に進達致します。では次に 4 番、5 番を事務局。
事務局 (片桐)	4 番、5 番を朗読
議 長	4 番、5 番についての調査報告を 1 番橋本(省)委員にお願いします。
1 番 (橋本(省))	(4 番現地について説明) 転用目的は貸資材置場用地であります。雨水排水は道路側溝に流します。 (5 番現地について説明) 5 番は先ほどの計画変更の分です。転用目的は一般住宅用地であります。下水は公共下水で、雨水排水は道路側溝に流します。 審議をお願いします。
議 長	議第 6 号 4 番、5 番については、橋本委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 6 号 4 番、5 番は許可相当とし、県に進達致します。次に 6 番、7 番を事務局お願いします。
事務局(片桐)	6 番、7 番を朗読
議 長	議第 6 号 6 番、7 番についての調査報告を橋本勅推進委員にお願いします。

橋本勅推進委員	(6番現地について説明) 申請目的は一般住宅用地であります。下水については公共下水に、雨水は側溝に流します。 (7番現地について説明) 申請目的は貸店舗用地です。下水は公共下水に、雨水は道路側溝にながします。 以上審議お願いします。
議 長	議第6号6番、7番については、橋本勅推進委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありますか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第6号6番、7番は許可相当とし、県に進達致します。次に8番を事務局お願いします。
事務局(片桐)	8番朗読
議 長	議第6号8番についての調査報告を前田推進委員にお願いします。
前田推進委員	(8番現地について説明) 転用目的は8区画の宅地分譲用地です。境界の確認等もできており問題ありません。また、周辺農地への影響もないものと思われます。排水につきましては現在公共下水の工事をしておりますのでそちらに流し、雨水に関しましては申請地の東側に水路がありますのでそちらに流します。審議のほどお願い致します。
議 長	議第6号8番について前田推進委員の調査報告のとおりですが、ご意見等はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第6号8番を許可相当とし、県に進達致します。次では事務局9番、10番をおねがいします。

事務局（片桐）	9 番、10 番を朗読
議 長	議題 6 号 9 番、10 番についての調査報告を坪根委員にお願いします。
3 番（坪根）	（9 番、10 番について説明）
	9 番の申請目的は賃貸戸建住宅 2 棟であります。周りは水路や道路、農地に囲まれており立ち会い等もすんでおります。生活排水は公共下水に流し、雨水は裏に大きな水路がありそちらに流し込みます。
	10 番の申請目的は賃貸共同住宅用地であります。申請地と道路の間に側溝を入れまして、雨水はそちらに生活排水は公共下水に申請済みであります。境界等の確認も済んでおります。9 番、10 番ともに調査した結果何ら問題ありません。審議のほどお願い致します。
議 長	議第 6 号 9 番、10 番については、坪根委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	ご異議ありませんので、議第 6 号 9 番、10 番は許可相当とし、県に進達致します。続いて 11 番、12 番、13 番を事務局お願いします。
事務局（片桐）	11 番、12 番、13 番を朗読
議 長	議第 6 号 11 番、12 番、13 番についての調査報告を義経委員にお願いします。

<p>4 番(義経)</p> <p>議 長</p> <p>9 番 (田上)</p> <p>事務局(片桐)</p> <p>議 長</p> <p>全委員</p> <p>議 長</p> <p>事務局(片桐)</p> <p>議 長</p> <p>6 番(田畑)</p>	<p>(11 番の現地について説明)</p> <p>転用目的は駐車場用地となっておりますが、すでに平成 20 年頃より無断転用となっております。クリニックに来院する患者さんの駐車場が手狭になっているため、この駐車場を原状回復させてまた転用するという形では転用手続きの間の患者さんの車が近隣の迷惑になると判断し、致し方なくこのままにするとなりました。奥にある 5×20mの部分に関しましては原状回復させるためにトラクターを入れて耕しております。よろしくお願ひします。</p> <p>(12 番の現地について説明)</p> <p>転用目的は一般住宅用地となっております。近隣農地に迷惑等はかけないので問題はないかと思われまひす。</p> <p>(13 番の現地について説明)</p> <p>転用目的は貸駐車場用地となっております。雨水は申請地の真ん中に水路がありますので傾斜をつけてそちらに流し込みまひす。</p> <p>議第 6 号 11 番、12 番、13 番については、義経委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありまひせんか。</p> <p>11 番ですが賃借権が 1 年となっておりますが、この後はどうなるのか。期間満了時に契約を更新していきたくたいという事でした。</p> <p>他にご異議等はありまひせんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ありまひせんので、議第 6 号 11 番、12 番、13 番は許可相当とし、県に進達致しまひす。14 番について事務局。1.34</p> <p>14 番を朗読</p> <p>議第 6 号 14 番についての調査報告を田畑委員にお願ひしまひす。</p> <p>(14 番の現地について説明)</p> <p>申請目的は自治会広場用地です。特に問題はないかと思われまひす。審</p>
--	--

		議のほどよろしくお願ひします。
議	長	議第6号14番については田畑委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	ご異議ありませんので、議第6号14番は許可相当とし、県に進達致します。15番について事務局。
事務局(成重)		15番を朗読
議	長	議第6号15番についての調査報告を島津推進委員にお願いします。
島津推進委員		(15番の現地について説明) 申請目的は進入路用地です。境界の確認等はすんでおり特に問題はないかと思われまゝ。審議のほどよろしくおねがひします。
議	長	議第6号15番については、島津推進委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	ご異議ありませんので、議第6号15番は許可相当とし、県に進達致します。16番、17番について事務局。
事務局(成重)		16番、17番を朗読
議	長	議第6号16番、17番についての調査報告を尾家推進委員にお願いします。
尾家推進委員		(16番の現地について説明) 申請目的は農業用施設駐車場用地です。境界ははっきりしており、雨水はU字側溝を配置し道路側溝までながします。周辺農地への影響はないかと思われまゝ。以上報告致します。 (17番の現地について説明) 申請目的は一般住宅用地です。境界ははっきりしており、生活排水は

		公共下水に、雨水は道路側溝に流します。周辺農地への影響はないかと思われま。審議のほどよろしくお願ひします。
議	長	議第 6 号 16 番、17 番については、島津推進委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	ご異議ありませんので、議第 6 号 16 番、17 番には許可相当とし、県に進達致します。
議案審議		
議第 6 号		議第 6 号
議	長	非農地証明願に関する件について。1 番から 6 番を事務局
事務局 (片桐)		1 番から 6 番を朗読
議	長	議第 7 号 1 番から 6 番について事務局の報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	ご異議ありませんので、議第 7 号 1 番から 6 番は適当とし、証明を発行致します。
議案審議		
議第 7 号		議第 7 号
議	長	その他について。 なし
議	長	その他事務局より事務連絡をお願ひします。
事務局 (梶原隆)		「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について 農業委員会等に関する法律の中に農業委員さん推進委員さんと共に農地利用最適化の指針を作成することとなっていますので今回作成しました。その内容について作成した案を読み上げますので確認お願ひします。(指針案読み上げ)

議 長	事務局より読み上げのありました指針（案）についてご意見等がありましたらお願いします。
全委員	（異議なし）
議 長	<p>それでは「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」については承認致します。</p> <p>続きまして事務局よりその他についてお願いします。</p>
事務局（福永）	<p>1：第4回定期総会について 日時 平成29年10月30日（月） 午前9時30分～ 市役所 3階 大会議室</p> <p>2：地区別セミナーについて 日時 平成29年11月9日（木） 場所 宇佐市院内交流文化センター</p>
議 長	<p>それでは今回の総括を致します。</p> <p>議第1号農地法18条第6項の規定による通知に関する件について、1番から4番については許可と致します。</p> <p>議第2号空き家バンク付随農地の承認について1番から6番については承認致します。</p> <p>議第3号農用地利用集積計画（案）については全て承認と致します。</p> <p>議第4号農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について、1番から8番については許可と致します。</p> <p>議第5号農地転用事業計画変更申請に関する件について1番、2番については許可相当として県に進達致します。</p> <p>議第6号農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について1番から17番については許可相当として県に進達致します。</p> <p>議第7号非農地証明願に関する件について1番から5番については適当とし証明いたします。</p> <p>以上を持ちまして、平成29年第3回定期総会を閉会します。 （終 午前11時45分）</p>